

入札監理小委員会  
第680回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第680回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和5年2月8日（水）16：25～17：54

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開会

### 2. 実施要項（案）の審議

○公害健康被害補償業務の徴収関連業務（独立行政法人環境再生保全機構）

○刑事施設の運營業務（美祢社会復帰促進センター運営事業）（法務省）

その他

○刑事施設の運營業務

（喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター）（法務省）

○国民年金保険料収納事業（日本年金機構）

### 3. 閉会

#### <出席者>

中川主査、浅羽副主査、辻副主査、生島専門委員、尾花専門委員、川澤専門委員

#### （独立行政法人環境再生保全機構）

補償業務部 部長 磯辺 信治

〃 次長 杉崎 浩和

〃 業務課長 山本 和孝

〃 業務課副主幹 川口 佳連

#### （法務省）

矯正局成人矯正課 企画官 森田 裕一郎

〃 補佐官 荒巻 由衣

〃 係長 岡戸 広之

#### （事務局）

岡本事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

(環境再生保全機構入室)

○中川主査 それでは、ただいまから第680回入札監理小委員会を開催いたします。

初めに、「公害健康被害補償業務の徴収関連業務」の実施要項(案)について、独立行政法人環境再生保全機構補償業務部、磯辺部長から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○磯辺部長 環境再生保全機構補償業務部長の磯辺と申します。それでは、よろしくお願ひいたします。

まず、目次をお開きいただいて、目次に朱書きで書いているところがあるのですが、2-1で業務の詳細な内容とあったものを、目次の2ページ目にありますとおり、別紙1という形で置き換えたところが大きな修正になります。それと、印刷業務というのが別紙1の下にありますが、この印刷業務を今回、新たに追加しております。あとはERCA(環境再生保全機構)のほうで、それぞれの規程や最新の文書などに変えた部分の修正ということになっております。

それでは、1ページになりますが、ここは、まず趣旨を書いています。他の法人の例を見ながら、今まで公健法とか環境再生保全機構の業務の部分を中心に書いてあったのですが、官民競争法律や指針を少し書き直したというところが、趣旨の修正になっております。

それと、1ページ目の2-1、民間競争入札の対象となる徴収業務の詳細な内容というところですが、これを2ページ目の別紙1というところで置き直して、仕様書として後段に持ってきたという修正になります。

ここの業務の概要のところ少し触れさせていただくと、2ページ目のところで、前回、辻委員から御指摘がありましたように、公健法の中で国税徴収法の例によるという文言が入ってまして、それも以前から書いてあったのですが、公健法第55条を明確に書いたほうが良いのではないかという御指摘をいただきましたので、それを明文化しております。

その下の②の業務の概要のアですが、今までは封入とか発送の仕事をやっていたのですが、印刷はやっていただいてなかったので、印刷を入れたということや、イとかウを「相談」と「説明会」というので区別しました。

さらにエですが、これも新しい仕事になりますが、申告・納付の業務の中で各事業所からやっていただく申告について、オンラインでやっていただくことによって、非常に業務の効率化が図られるということもありますので、これを促進していこうという業務を委託

事業の中に一つ入れたところになります。

また、サのところですが、これは今まで我々機構のほうで研修会などを主体で実施しておりましたが、これも受託者で主体的にやっていただきたいということで表現を変えております。

3 ページ目以降が、今まで詳細をここに書いていたため、全部見え消し線が引いてあります。3、4、5、6、7 ページがそのような修正です。また、7 ページの実施期間は、従前は3月1日から5年後の2月の末という期間ですが、今回、印刷の業務を追加することと、新たに参入していただく方の準備期間も考慮し、令和5年10月に契約をした日から令和10年9月末の5年間ということで、実施期間を変えさせていただいております。

9 ページですが、入札に参加する者の募集に関する事項ということで、先ほど申し上げましたように実際の契約期間を少し早めるということもございますので、入札公告等に関しましても、従前の9月を3か月ほど早くして6月にしたりとか、説明会も10月を7月にしたりという形で、前倒しの日程にさせていただいております。

飛びまして、12 ページです。落札者決定に関する事項の中での業務内容ということで、先ほど説明いたしました。印刷の業務が入ったとか、説明会の業務というのを特出ししたりとか、オンラインの促進を入れたりという変更箇所を黄色マーカーしております。

続きまして、13 ページはそれぞれの加点、これは総合評価で行うものですから、加点の部分の点数のつけ方の変更ですが、一つは、アは従前からあったところですが、評価項目としてICT（情報通信技術）を活用するなどの創意工夫という項目をそれぞれのところに入れさせていただいたということで、黄色マーカーを引いているということと、イの部分の説明会に関してもICTを活用するということを加点の対象としたいということで特出ししたということ、ウのオンライン申告の促進というところを特出ししたということで、アの点数が今まで最高点20点だったのですが、こういうところを5点ずつ引くことによって、イとウの点数の配分を設けさせていただいたという変更になっております。

それ以外の14 ページに関してもICTの文言を入れたり、あとは条ずれの部分が15 ページ、16 ページとか、16 ページの研修のところは教育体制の構築を主体として実施していただきたいということと、ICTの文言を入れさせていただいたという変更になっております。

17、18 ページに関しましては、これは我々機構というか、最新の加点の表現である

プラチナえるぼしとかくるみんななど、この辺の修正をさせていただいているところがございます。

続きまして26ページ、今回、別紙1とさせていただいて、徴収関連業務の仕様として新たに特出した内容ですが、実施している業務は基本的に同じということになっております。といいましても、印刷やオンラインの申告などの業務が追加されているところではございます。

続きましては35ページ、これもERCAの規程でひな形があるのですが、知的財産の帰属や、36ページの個人情報の保護、37ページの情報セキュリティの確保、38ページの契約不適合責任など、その他も含めてERCAのひな形に合わせた形で整理させていただいております。

続きまして、40ページですが、これが印刷の業務の仕様書ということで、仕様書の別紙という形を取らせていただいております。今までERCAでこの印刷業務をやっていたのですが、日程的にも11月に入札公告を出して12月に契約して、2月に納品していただくものとか、3月に納品していただくものとか日程も決まっていることと、今回、事前にこのような徴収業務に関していろいろな業種とヒアリングした中では、印刷を主たる業務にしているような会社もありましたので、今後、印刷に関する業務に関しても民間の創意工夫でご提案いただける部分があるのではないかとということで、印刷業務を入れたということになっております。

その他のページは、前回と同じものをつけていますので、印刷以外のところでいけば、直近3年間の申告・納付の業務実績とか、業務フローとか、その辺を添付させていただいております。

それと少し戻るのでありますが、今まで対面とか、156の事業所を開いて実施しているとか、会場で開催することが前提の書き方をしてあったところは全て削除させていただいて、そこは技術提案というか、総合評価の提案になるのですが、オンラインでできるというところを強調するというか、オンラインで今まで実施できなかったような、対面で行うような部分は削除させていただいております。

要点ばかりの説明で大変恐縮ではございますが、私からの説明は以上となります。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。浅羽委員、お願いいたします。

○浅羽副主査 浅羽でございます。御説明いただきましてどうもありがとうございます。

私、今回御説明いただくに当たりまして、資料A-6ということで、様々なマニュアルに関しまして、参考資料ということでもありますけれども、お付けいただきました。これの位置づけを教えていただきたいのですが、ただいま磯辺様に御説明いただいたように、中でもオンライン申告の促進といったところがかなり今回ポイントの一つかなというふうに理解しているのです。例えばですが、資料A-6のマニュアルの中にオンラインシステム操作マニュアルというものがあります。これは2022年度版ということで、御機構が発行しているものとしてマニュアルがあるというふうに理解しているのですが、このマニュアルは新規事業者が仮に受注した場合にも一定程度拘束されるものなのか、それとも違う事業者が受注した場合には、全く新しいものを2023年度版で作り直すのか、どういう位置づけのものかなというふうに思った次第です。

何でそんなことを思ったのかといいますと、資料A-6の188ページなのですが、この188ページのところを見ますと、委託業務関連オンラインシステム・ファイルシステムに使用できるパソコンについてというところで、かなり古いOSだったり、あるいはもうサポートが終わっている8.1があったり、一方で11がなかったりとか、Mac OSなどが全然対象とされていない、またブラウザも事実上、今はEdgeしか駄目ということになっていますが、例えばGoogle Chromeを使っている人も結構いるのではないかと、あるいはMacだったらSafariとか使っている人が当然いるのではないかと考えたのですが、こういったところから、今回オンライン申告といったことが大きなポイントになるにしては、新規事業者がこれを見てどういうふうに思うのかという印象を持った次第でございます。

最初に戻りますが、このマニュアルの位置づけというか、新規事業者にとって拘束するものかどうか等々、御教示いただければと思ひまして質問させていただきました。

○磯辺部長 私の説明の後に少し補足を山本課長にさせていただくつもりでおりますが、まずオンラインの申告に関しては事業者が実施していただくというところが一つあります。それと、受託者のほうでもシステムを介して実施するという部分もありますので、新たに入ってきていただいた方が新たなシステムを行うということではなくて、今まで使っているシステムをそのまま引き継いで使うというところになるのですが、補足を山本課長からさせていただきますので、よろしく申し上げます。

○山本課長 環境再生保全機構の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

委託システム・オンラインシステムのことをおっしゃっているかと思いますが、こちらのシステムにつきましては、今現行の受託者が使っているわけですが、そのまま次の受託する業者が使うということを想定しております。

委員がおっしゃっているとおり、ウィンドウズ11等の対応がまだできていない部分もあるのですが、基本的には改修等を行って、使えるような形で準備していきたいと今のところ思っているところでございます。ただ、ウィンドウズ関係ですが、ヒアリングしている中で、ウィンドウズ環境を持っているところが多いという想定もありますので、現状のOSで使っていくことは可能であるかと判断しているところでございます。

○浅羽副主査 どうもありがとうございました。できるだけ最新のもので、かつ一般的にこういうものを出すときに提示されるようなものは、対応可能な動作確認等がなされているものがあつたほうがより良いのではないかと思った次第です。

ちなみに中川主査は、かなりこの辺は詳しいと思いますけれども、何か補足されるようなことありますか。

○中川主査 浅羽先生のおっしゃられていたとおりにかと思いますが。ここに記載されていらっしゃるシステムは1世代前なのかと思いますので、先ほど御説明されましたとおり、引継ぎその他の際に支障なく、そして業務のほうに新規事業者が受注する場合にも支障なく進めていただけるような御配慮をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○磯辺部長 承知いたしました。

○中川主査 ほかに御意見、御質問はございませんか。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。事業の評価を踏まえていろいろと御対応を賜りまして、誠にありがとうございました。

先ほども軽く触れられたと記憶しておりますが、推計規定の部分を追加していただいた件でございます。資料でいいますと資料A-2でございまして、A-2の2ページ目の真ん中の辺り、②業務の概要と書かれたところの少し上のほうでございます。民間事業者に委託するというパラグラフあるかと思いますが。ここを見てまいりますと、未申告の事業者が出てくると困るという話だと思います。未申告の事業者が出た場合に法律がどうなっているかと申しますと、公健法のここにも引用された、55条3項を用いることによって金額を推計することができます。推計した上で、さらにそれでも払ってもらえない場合には、滞納処分ができるという仕組みであったと記憶しております。

この資料には55条3項が引用されてはいるのですが、これを見るだけでは、ま

だ今申し上げたような税における推計課税をして、さらに強制的に徴収してしまうという仕組みが、一読しただけでは恐らく分かりにくいのかと考えます。推計課税をされてしまうという前提にあるので、督促をして、申告しない者がいた場合であっても、法律を武器として未申告の方々を説得しやすいという要素をできればもう少し書き加えていただければと思ったところでございますが、この辺りはいかがでございましょうか。

○磯辺部長 ありがとうございます。

事実を申し上げますと、55条の規定に基づいて未申告な方がいた場合に、法律を適用させて強制的に申告させるという事務は、我々も受託者にそこまで実施していただく予定はなく、まずは懲憑というか、督促をしていただいて納めていただくということを前提にさせていただきながら、万が一そういう方が出てきた場合に我々のほうで引き取って、55条の適用をするという話で考えているものですから、あまり詳しく書き過ぎると、受託者が実施しないといけないような形になるのかということも想定しながら、こういう法律があるという書き方をしているところでございます。そこは明確化したほうがよろしいということでございますでしょうか。

○辻副主査 ありがとうございます。そのような御懸念をもしお持ちなのであれば、今申し上げたような強制的な部分に関しては機構が実施する等と記載するのはいかがでしょうか。

○磯辺部長 その件に関しては、検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○辻副主査 分かりました。お願いいたします。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 1点質問させてください。

資料A-2の実施要項の10ページに企画提案書の内容があるかと思います。今回の追記ではないのですが、イの経理的基盤に関する事項で1から5までの書類を挙げられております。これは基本的に競争統一参加資格を持っている者しか入札に参加できないとなっておりますので、競争統一参加資格を申請する際に登記事項証明書ですとか、申請年度にはなりますけれども、納税証明書というのは提出をした者だけが競争参加資格を有していると思いますので、今回の企画提案書で改めてそれを求める必要はないのではないかと思います。重複しているような書類というのは、なるべく削減したほうが良いと思うのですが、その辺りはいかがでしょうか。



○磯辺部長 御指摘ありがとうございます。

ここに関しましては、他の市場化テストの事業の並びとか、あと過去の経緯とか、私どもの内規の書き方とか、その辺の並びを確認させていただいて、削除できるものであれば削減したいので、検討させていただければと思います。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○中川主査 尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 御説明いただきありがとうございました。私どもが通常、実施要項を見るときに気になる点については、評価を踏まえて詳細に書き込まれていて、大変感謝いたしております。

その中でさらにもう一步という感じで見させていただいたのが、従来の実施状況に関する報告です。本事業は、日本商工会議所が引き受け、全国にさらに再委託をするというタイプの業務になっています。そのときの再委託費のところ、各商工会議所の人数が、本件業務に携われた従事者の人数等が書かれているのですが、これをさらに細かく、どの程度の時間必要だったのかというところまで記載するのはなかなか難しいでしょうか。

○磯辺部長 従事者の方たちも専任で実施しているわけではなく、一部この業務を行っていただいているということもございますし、実際、日本商工会議所が受けたものを各地の商工会議所のうち156の商工会議所が、実働として行っているということになりますので、実際の時間まで調べるとなると、日本商工会議所を経由してとか、他の商工会議所に若干御負担になるというところもあるものですから、我々としての推計の出し方も、各商工会議所が担当している納付義務者数とかにもよりますので、なかなか難しいのかなと思っている次第でございます。

○尾花専門委員 分かりました。51ページにも従事者が専任ではないということを明示されていて、必ずしもこの人数が専任していないということは分かりました。ただ、例えば元請の方が各商工会議所にお金を分けてお支払いになっているかと思うのですが、そういう金額もなかなか開示するのは難しいでしょうか。恐らく何かを基準に全国に振り分けているかと思うのですが、その辺りは難しいですか。大変手間のかかるお願いをしているのは承知の上で、もし可能であればということで申し上げました。開示してくださいと言っているわけではございませんので、何か検討できるようであればよろしく願いいたします。

という点が1点と、あと業務の追加についていろいろ御説明いただいたかと思うのです

が、従来の実施状況のどこかに、この実施状況は今回新しく含まれた業務は入っていませんというような注意書きがありましたか。もしないようであれば追加していただくと、業者がより正確な金額の提案ができるのではないかと思いますと申し上げました。

○磯辺部長 御指摘を踏まえて、文言については検討させていただきたいと思います。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。いろいろと改善策を御提案されていると思ったのですが、説明会の参加者、もしくは日本商工会議所以外の応札者が少し減ってきているのかと思うのですが、今回御提案される施策でどれぐらい増えるというふうに推測されているのでしょうか。

○磯辺部長 入札に参加する者がどれくらい増えるのか、予想ができるのかという御質問でよろしかったでしょうか。

○生島専門委員 はい。すごくいろいろ改善されていて、うまく行ってほしいと思う一方で、契約状況等の推移を見ていて、本当に商工会議所以外は受けられるようになっていくのかというのが少し不安で、どういうふうに見ていらっしゃるのでしょうか。

○磯辺部長 今回10社ぐらいの事業者とヒアリングをしている中では、かつてもいたのですけれども、宅配を専門でやっている業者とか、今回は印刷とか実施している業者とか、会議屋ですとか、いわゆるITに強いところなども参加していただいて話を聞いていただいているのですが、今後、対面での説明会とか相談会というのがオンラインでできることになれば、いろいろな工夫の仕方であるということもおっしゃっていただいているので、我々の見込みとしては何社か参加していただけるのではないかと見込みは立てているところです。

今後、パブコメなどやっていく中でそういう意見を聞きながら、参加できるような者が増えていくと良いと考えております。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

あと追加で、資料A-2のP26の別紙1の仕様書で、民間競争入札の対象となる徴収関連業務の詳細な内容ということで、下のほうのエ、オ、カですが、これは新しく追加されているわけではないのですか。この、年間排出量の算定の過程を示す書類とか補正後のという、この辺りは新しく追加された書類ではなくて、前回からある書類をそのまま載せていらっしゃるということですか。

○磯辺部長 この辺は今まである資料ということで、前回からもあるということで問題な

いところでございます。

○尾花専門委員 これは黒の字と赤の字とあるけれども、基本的にはその書類自体は増えているものではなくて、減らしているという理解で良いのですか。

○磯辺部長 基本、変わってないのですが、順番を入れ替えたりとか、前にあったところを後ろに持っていったりとかしている中で、見え消しの部分がいろいろ混在しているところで、基本は変わってないということで御理解いただければと思います。

○尾花専門委員 分かりました。そうしたら大丈夫です。ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 御審議ありがとうございました。指摘事項として推計規定の書きぶりについて、資料A-2の2ページ目について検討していくという御指摘がございました。

2つ目は、10ページの納税証明書、登記証明書の重なる部分について、機構のほうで確認していただいて検討するという御指摘がございました。

それから3つ目、従来の実施状況に関する書きぶりにつきましても御指摘を踏まえ、機構で検討するという御発言がございました。

最後に、引継ぎ等で資料A-6の部分につき配慮するようだという御指摘がございました。

実施要項あるいは資料A-6の記載の検討については、以上というふうに認識しておりますけれども、よろしいでしょうか。

○中川主査 ありがとうございます。それでは、本日の審議を踏まえ、独立行政法人環境再生保全機構におかれまして引き続き御検討いただき、事務局を通じて各委員が確認した後に手続を進めるようお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○磯辺部長 ありがとうございます。

○山本課長 ありがとうございます。

(環境再生保全機構退室)

(法務省入室)

○中川主査 続きまして、「刑事施設の運営業務（美祢社会復帰促進センター運営事業）」の実施要項（案）について、法務省矯正局成人矯正課、森田企画官から御説明をお願いしたいと思います。なお、御説明は15分程度でお願いいたします。

○森田企画官 ありがとうございます。ただいま御説明にあずかりました法務省矯正局成人矯正課で企画官をしております森田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

刑事施設の運營業務（美祢社会復帰促進センター運營業務）の入札実施要項（案）について説明をさせていただきたいと思います。

今回、皆さんに御審議いただきます事業は、山口県美祢市にごございます美祢社会復帰促進センターという刑務所におけます包括的な民間委託事業ということになります。

公共サービス改革法を活用した事業といたしましては、今回御審議いただきますこの事業が第1期目ということになりますけれども、実は美祢社会復帰促進センターにつきましては、平成19年度からPFI手法、構造改革特別区域法という2つの法律を活用した事業として、既に刑務所の運営を民間委託しているという経緯がございます。

そのため、現在実施していただいておりますPFI事業者から次の公サ法事業者への引継ぎ期間が必要と考えておまして、来年度、令和5年度中に入札手続を終えまして、少なくとも再来年度、令和6年度の丸1年間を引継ぎに向けた準備と引継ぎ期間としたいと考えておまして、今回御審議いただきたいと考えているところでございます。

公サ法事業といたしましては、先ほど申し上げましたように初めての事業ということでございますけれども、既にPFI法等を活用した事業としての現行事業がございますので、昨年度中に外部の有識者の方々に集まっていただきまして、事業評価を法務省として実施してきたということがございます。

今回御審議いただきます入札実施要項（案）でございますけれども、法務省が実施いたしました事業評価の結果を踏まえまして、国で実施することが適当な業務や国が実施する業務との切り分けが難しい業務など、非効率な人事配置となっている業務については委託範囲の見直しを行いまして、民間事業者のノウハウや創意工夫を発揮しやすい委託内容としたつもりでございます。

前置きが長くなりましたけれども、内容について説明させていただきます。それでは、資料B-2、入札実施要項（案）に沿いまして、今回の事業内容を説明させていただきたいと思います。

まず、通し番号の128分の3ページ目の1の（1）でございます。対象公共サービスの詳細な内容ということでございますけれども、こちらは先ほど御説明しましたように、美祢社会復帰促進センターを対象施設としております。

収容定員でございますけれども、1,296名となっております。内訳といたしましては、

男子の受刑者が500名、女子の受刑者が796名となっております。刑務所としましては、珍しく男女共に収容できる施設となっております。もっとも男女共に収容する施設でございますけれども、内部で分隔をしております、男性は男性、女性は女性というふうにエリアを分けて収容している施設でございます。

委託の対象といたします業務につきましては、業務全体をマネジメントいたします総括マネジメント業務、施設の維持管理業務、総務業務、あと収容関連サービス、いわゆるホテル業務でございます。それと警備業務、作業業務、教育業務、医療業務、分類事務支援業務というふうにしております。

過去にも皆さんに御審議いただきました静岡刑務所と笠松刑務所におけます民間委託事業よりも幅広く民間委託の範囲を設定しているところでございます。美祢センターにつきましては、先ほど申し上げましたようにPFI事業として実施をしております、その際に、運営だけではなくて、施設の設計・建築段階から民間委託をしております、民間事業者によります運営を前提とした施設の構造になっているということが、既存の刑務所の民間委託をしております静岡刑務所や笠松刑務所との一番の違いとなっております。

具体的に例を申し上げますと、美祢社会復帰促進センターでは、被収容者が施設内を刑務官が同行することなく1人で移動することが可能になっておりまして、一般の刑務所でございますと、受刑者はどこに行くにも刑務官の帯同が必要になってきますけれども、こちらは1人で歩くことができる施設構造になっております。

これができます理由といたしましては、美祢センターにおきましてはICタグを被収容者に装着いたしまして、施設内のどこにいるかを把握することができます位置情報把握システムを民間事業者の提案で構築していただいているからということでございますけれども、警備業務の今回の委託範囲にはこうした特殊なシステムの構築や保守管理・運用というものを含んでおりまして、警備業務におきましても民間事業者のノウハウ、あるいは創意工夫というものを生かすことができる業務を含めているところでございます。

その一方で、夜間休日の収容棟の巡回とか運動や立会ということで、被収容者と民間事業者が直接相対する可能性があるような業務につきましては、実は現行のPFI事業では民間委託をしているところでございますけれども、今回御審議いただきます公法事業におきましては委託対象の範囲外とさせていただきます。これは民間職員の方が何かあった場合に実力行使が法律上できないということがございまして、こういった受刑者と相対する業務を実施する際には、実力行使を行える刑務官と一緒に業務をしなければいけな

いということで、これがかえって非効率になってしまっているのではないかとということで、今回、民間委託の対象から外させていただいているところでございます。

1番の(2)対象公共サービスの質の設定というところでございますけれども、対象公共サービスの質の確保のため、民間事業者に求める業務の要求水準を別冊の要求水準書として定めているほか、受刑者の釈放時のアンケートの項目の中で今回審議をいただく業務と関係します結果に配慮した業務の実施を求めるということにしております。

続きまして、4ページの(3)創意工夫の発揮可能性というところでございます。発揮可能性につきましては、主に3つの観点から、民間事業者の柔軟な発想をぜひとも発揮していただきたいと考えているところでございます。

順に説明させていただきますと、まず1つ目は、法改正に伴う新たな課題解決というところでございますけれども、昨年6月、刑法が改正されて、これまでの懲役刑や禁錮刑に代わりまして拘禁刑という新しい刑の内容が創設されたことを受けまして、これまで以上に個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇や社会復帰を見据えた社会により近い環境での処遇が求められると考えています。

従来は、いわゆる懲役刑というのが大部分の受刑者の刑の内容になっていたんですけれども、これはまさに懲役という言葉にあるとおり、刑務作業が中心というふうになっておりましたけれども、今回拘禁刑ということで、刑事施設に拘禁する刑という形になりまして、その上で受刑者の改善更生の観点から、その人の問題性や特性等に応じて作業を課したり、訓練や教育を実施したりということが柔軟にできることになりましたので、こういったことを民間のノウハウを活用しまして、より柔軟に、かつ多彩なプログラムを実施していただけたらと考えているところでございます。

また、被収容者の社会復帰支援ですけれども、施設内の処遇だけでなく、施設から社会に出る際の支援も刑事施設の職務として位置づけられたということで、こういった点でも民間の創意工夫というものを発揮できればと考えております。

2つ目は地域との共生ということで、再犯防止と地方創生の双方に資する提案をしていただきたいと考えております。これにつきましては、実は美祿社会復帰促進センターにつきましては、平成19年にPFI手法を活用した施設として運営を開始したというふうに申しあげましたけれども、もともと美祿市に誘致をしていただきまして、刑務所を設立したという経緯がございます。そういったこともございまして、今実施しております第1期目の刑務所PFI事業においても、地域との共生というものを一つの大きなコンセプトと

させていただいております、地方創生に資するような取組を被収容者の改善更生プログラムの中で取り組むことができるようにしているところでございます。

現在の事業におきましても、例えば受刑者が職業訓練の中で、美祢市の特産品を販売するネット通販のホームページを作ったりですとか、その特産品の魅力を伝えるポスターを制作したりしております、こういった地方創生と再犯防止、両方に資するような取組をこれまで以上に充実させていきたいと考えております。

最後でございますけれども、刑事施設に求められる新たな役割というふうにさせていただいております。これは社会情勢等の変化を踏まえました先進的な取組の提案というものを求めています。刑事施設におきましては、従来の高率収容の状態というものは解消された一方で、再犯防止に対する社会的要請が高まっております。また、社会一般においてはSDGsの観点などから、社会課題の解決に資する取組が重視されるようになっております、こうした様々な変化に対応できるよう、これまでになかった新たな発想から取組を提案していただきたいと思っております。

先ほどもちょっと申し上げさせていただきましたけれども、刑務所もこれから地域のコミュニティーの一員として地域の発展に資するようなことを、受刑者と一緒に活動することによって地方創生と再犯防止を実現していきたいと考えております。

少し飛びまして、6ページを御覧いただければと思います。実施期間でございますけれども、令和7年度から令和14年度、令和15年3月31日までの8年間というふうにしております。来年度、令和5年度中に契約を締結いたしまして、来年度の契約後から令和7年4月の運営開始までの間は、引継ぎに向けた準備と引継ぎ期間とする予定としております。

3の入札参加資格におきましては、(5)の法務省競争参加資格(全省庁統一資格)におきまして、「役務の提供等」のAまたはB等級に格付けされているもの、C等級に格付けされており、本入札と同程度の仕様の契約を履行した実績を証明することができる者としております。

また、本事業につきましては非常に幅広い業務を民間委託するというのもございますので、1社での入札は非常に難しいだろうというふうに思っております、(9)で書いてありますように、入札参加グループでの参加を認めているところでございます。

続きまして、7ページを御覧いただければと思います。入札に係るスケジュール(予定)でございます。入札公告から入札参加資格の確認までは70日間程度、それから提案書の

提出までさらに150日程度を予定しておりまして、入札に参加していただく皆さんにコンソーシアムの組成や、提案作成のための期間を十分に設けていきたいと考えております。

また、本事業につきましては、契約締結後、業務の開始までに現行事業の受託事業者から引継ぎ期間として1年間以上設けておりまして、新規事業者にも十分に配慮したスケジュール設定になっていると考えております。

続きまして、8ページを御覧いただければと思います。落札者の決定に当たっての質の評価項目というところがございます。本件につきましては、他の刑事施設において実施してまいりました入札と同様に、総合評価落札方式を用いたいと考えております。審査につきましては、入札参加資格の有無を判断いたします第1次審査と提案内容等を審査する第2次審査との2段階で行うことといたしまして、第2次審査につきましては外部の学識経験者等におけます事業者選定委員会を設置し、審査を行ってもらうこととしております。

審査項目につきましては、必須項目として刑事施設の運営を滞りなく実施できる管理体制や人的体制、研修体制というものを求めるほか、加点項目として官民協働による運営や人材の再生、地域との共生といった本事業の基本的なコンセプトに資する提案を求めたいと考えております。

続きまして、15ページを御覧いただければと思います。(2)の落札者の決定に当たっての評価方法でございますけれども、第2次審査の評価方法として記載しております。先ほどお示しいたしました審査項目のうち、必須項目を満たしている場合、基礎点という形で40点が付与されまして、加点項目の①と加点項目②を合計いたしまして260点が配点されております。この基礎点と加点を合計いたしますと、技術評価点として300点満点ということになります。価格評価点につきましては150点満点としておりまして、予定価格との差が大きい、より安価な札入れ価格になった場合については得点が高くなることとしております。この技術評価点300点と価格評価点150点を合計いたしました450点を満点といたしまして、最も高い得点を得た入札参加者を落札者として決定したいと考えております。

続きまして、16ページでございます。入札時の開示に関する情報でございますけれども、こちらは別添資料の99ページ以降の従来の実施状況に関する情報の開示において、従来の実施に要した人員、業務分担表などを示しております。特に刑事施設の運營業務という特殊な業務の入札ということになりますので、事業者の入札参加のハードルを少しでも低くするため、現行のPFI事業で使用しております設備や自動車運營業務の実施回数



などにつきまして、参考となる情報をできるだけ詳細に開示するように努めているつもりでございます。

なお、同じような観点から、入札公告を実施しまして、その後、競争参加資格を確認した入札参加希望者の方を対象に、現地施設におけます説明会を開催するということを予定しております。

このほか、刑務所運營業務の民間委託事業への参画を促すため、現行の受託事業者とともに刑務所との協働を呼びかけるイベントを共催したり、これまで入札に参加実績のあります事業者や新規の事業者に積極的に呼びかけを行ったりしております。入札公告に向かしまして、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。今回、入札者を増やす取組をいろいろと実施していただきまして、誠にありがとうございます。

一つ関心を持ったのが、民間委託範囲、一部業務を縮小したということ伺った記憶がございます。たしか総務業務、警備業務等を幾つか縮小なさったと伺っております。

それで、まずなんですけれども、資料B-2でございます。B-2の表紙を見ると、刑事施設の運營業務と書いてございますので、恐らく何も知らない一般の方々からすると、運營業務ということを知って警備とかをするのかなと。そうすると、自分ではなかなかできないのかなと思いつつページをめくっていくと、要求水準のところだったと記憶しておりますが、ページでいきますと128分の80でございます。ここを見ると、第5、警備業務とございます。そうすると、恐らく一般の方々には、警備業務があつてちょっと手が届かないかもしれないと思ってしまうかもしれません。

そこで、せっかく法務省が警備業務の一部を削減なさったとのことでございますので、例えばなんですけれども、ここには恐らくこういう業務を委託しますという積極的な記載が書いてあると思うんですけれども、逆にこういう業務は委託しないという表現も冒頭に入れていただけると、初めて資料を見た方はそれほど心配しなくてもいいかもしれないと考えてくださるかもしれないと思ったんですが、この辺りはいかがでございましょうか。

○森田企画官 御質問ありがとうございます。今そういったところにつきましては、通し

番号の128分の120の業務分担表を御覧いただければと思うんですけども、ここに業務のデマケを記載させていただいております。従来の実施に要した業務のところでは。

業務分担表が後ろのほうにあるんですけども、こちらに国と落札事業者と書いてあります。要は官と民の役割分担を詳細に記させていただいております。こちらのほうを御覧になっていただくと、どこが民間委託の対象になっているかとか、国がどこをやるのかというのがお分かりになるのと、あと左側に現行事業との対比がありますので、まさに今、御指摘いただきましたような、どこが国に戻ったのかというのがお分かりになるのかなと思っておりまして、こちらのほうを御参考いただくと大分イメージがつくのではないかと考えております。

○辻副主査 ありがとうございます。今120ページを拝見しますと非常に分かりやすい業務分担表で、どうもありがとうございます。せっかくでございますので、例えば先ほどの128分の80、この辺り、各業務について、なおこの業務分担表が120ページにあるとかいう注記をしていただけると、初めて見る方も特に分かるのかなと思いました。この業務分担表は非常に分かりやすくてよろしいかと思っております。ありがとうございます。

○森田企画官 ありがとうございます。業務分担表を見ていただくと大体役割分担が分かるような記載をどこかに盛り込ませていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○辻副主査 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますでしょうか。尾花委員、お願いいたします。

○尾花専門委員 御説明ありがとうございます。事業期間が8年間と長いことから、入札価格をどのように入れたらいいかって業者は悩むかと思うので、その観点から教えてください。ちょっと拝見しますと、価格には食費及び健康診断費も含まれるかのように理解したんですが、合っていますでしょうか。

○森田企画官 そのとおりでございます。

○尾花専門委員 そういたしますとこの8年間の間、現状、食費はかなり上がってくるのではないかと推測され、さらに健康診断費って給料というか、健康診断というのは外部委託されるのでしょうか。

○森田企画官 恐らく保健公社、そういうところへの外部委託になることを想定しております。

○尾花専門委員 そうすると政府は今、給料を上げましょうという発想で動いているとき、

この8年間の間、外部委託費も上がってくるのではないかと推測されます。そういったときに、御省としてはどういう発想で予定入札価格における食材の上昇及び賃金の上昇というのをお考えになっているか教えてください。

○森田企画官 御質問ありがとうございます。おっしゃるとおり8年間の比較的長期の契約になりますので、当然その間に物価変動というものが生じてくるものと私どもも承知しております。これは今、お話しいただきましたように、上振れする可能性もあれば、逆に下振れする可能性も同時にあるのかなと思っております。

こちらはまだ契約書案を御提示できていない状況でございますけれども、私どもこれまで実施してきました事業、例えばPFI事業ですと、もっと長い18年間の運営期間ということもございますので、その間の物価変動につきましてはあらかじめ契約のほうで定めまして、割と客観的な指標を設定して、その指標を超えた場合に増額費をお支払いしますとか、あるいは下振れした場合には減額をしますという形で、官民で物価変動におけますリスクを分担しているというやり方を取っております。

今回の美祢社会復帰促進センターの運営事業につきましても、同様に物価変動の指標になるようなものを契約上定めまして、その上振れ、下振れで増額、減額をするという条項を定めたいと考えております。

まだ現時点では、具体的にどういう指標を活用するのかとか、何ポイント設定するのかというのは検討中でございますけれども、こちらも早い段階で入札参加者にお示しできるようにしたいと考えております。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

もう1点なのですが、加点のところで共生というのを挙げておられ、共生の中には恐らく美祢市との共生というのが非常に大きい要素なのではないかと思いました。美祢市は人口が2万3,000人、4,000人ぐらいの市であって、大きな市ではないので、恐らく従来の業者が雇用して、このセンターで働いている方が美祢市の中でたくさんいるかと思われ、新しい業者になったときに、結局、業務を提供するのは同じ美祢市のその方ではないかと思われ、共生の一つの考え方というのは、従来提供していた人が新しい業種にも就職できるようなことが、結局は大事なのではないかなと思うんですが、そういった辺り、どのように考えておられるか教えてください。

○森田企画官 ありがとうございます。その点につきましても、何か国のほうで具体的にというのはなかなか難しいかなと思っているんですけれども、先ほど申し上げましたよう

に引継ぎ期間を1年間設けているということもございまして、仮に事業者が変わった場合、引き続きやるという場合は多分そのままかと思えますけれども、新たな事業者が落札をした場合につきましても、引継ぎ期間内で御本人の御意向などを確認しながら、引き続いて働いていただくような枠組みが取られるのではないのかと思っております。

現に幾つか、私どもが民間委託している事業で、第2期目に入っている事業がございまして、従前、監理委員会でも御審議いただきました事業につきましても、事業者が変わった場合、従事職員の方は希望すればほぼ引き取られるという状況になっていまして、これは後継事業者にとっても業務をよく分かっている人がやってくれるということでメリットがあるようございまして、結果的にはそういう形になろうかと思っております。

そういうことを期待して、私どもとしては地域との共生ということで、なるべく地元雇を増やしてくださいねということを設定するというので、入札に参加する事業者にそういうことを国が期待しているんだなということをお理解いただけるのではないかと考えております。

○尾花専門委員 ありがとうございます。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございます。実施要項の19ページに業務期間終了後の引継ぎについて記載いただいているかと思いますが、この事業については非常に規模も大きいので、引継ぎ期間が終了日の1年前というふうにされているかと思えます。1年前というところかなり長い期間だと思えて、この引継ぎに関わる人件費も、企画提案の際には見積り上の金額として掲載をした上で入札をするということで、予定価格についてもそういうことも見込んで設定されていらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。

○森田企画官 基本的にそういうふうに考えております。ただ、具体的に、1年間という期間は非常に長いということもございまして、今、主に想定していますのは、システム更新とか、そういったものは割と早めから入替えの調整をしなければいけないかなと思っております。

あと、実際に次に来る人たちの雇用とか、そういったものをあまり早い時期にやっても、結局、事業費が支払われるのは運営開始後になりますので、極力負担を増さないように、これもまた契約上で書こうかなと思っておりますけれども、具体的な人同士の引継ぎ期間というものについては、ある程度6か月とかそういった期間を設定して、負担を軽減するような形を取りたいと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。どうもありがとうございます。

○中川主査 生島委員、お願いいたします。

○生島専門委員 御説明ありがとうございます。お伺いしたかったのが何ヶ所かあるんですけども、VRやメタバースを活用したデジタル空間内での指導ということで、91ページですとか、またその次のページですとか、何ヶ所かに同じことが書いてあるんですけども、非常に面白いなと思ったんですが、こうしたVRのもの自体、デバイス自体というのは国のほうで御用意されるのか、それとも民間事業者が自分たちのものとして購入して、貸出しをするということになるのでしょうか。

○森田企画官 ありがとうございます。基本的には後者を考えております。民間事業者のほうで御準備いただきまして、それを利用して各種プログラムを実施するというふうに考えております。

○生島専門委員 これは何回も書いてあるので、VRを使った取組をするというのは基本的にはマストというか、必須というふうに考えてよろしいのでしょうか。必ずやるというか、それともそういうアイデアがあったところはやったら加点だけれども、別にやらなくても構わない。

○森田企画官 そのとおりでございます。こちらに書かせていただいたのは、加点の項目で国としてこういう提案を期待していますよというポイントでございますので、基本的には要求水準に記載している内容をやっていただくということが最低限のところでございます。そこでは必ずしもVRというところまでは具体的には出しておりませんので、提案によってそういうものを活用していただいた場合には、加点で評価をさせていただくというふうに考えています。

○生島専門委員 これは最初は加点だと思ったんですけど、要求水準のところに記載があったので、もしかしてこれは要求水準というからには必ずやる必要があるのかなど。例えば先ほどの91ページですけれども、教育の(3)の改善指導の要求水準のところにVRを活用したということが書いてあって、下のところにもちょっと、私も最初は加点だと思っていたんですが、少し混乱します。

○森田企画官 失礼いたしました。そうではなくて、具体的にVRやメタバースを使ってくださいという、これはあくまで例示として書かせていただきまして、デジタル空間内の職業訓練とか教育プログラムは実施をしてくださいというふうに書かせていただいております。

ですので、加点項目ではさらに、具体的に言って、VRとかメタバースみたいなものを活用して質の高いデジタル空間といいますか、現実社会と同等の、例えばそういった空間というものを提供していただけたらとか、そういった提案については加点項目にしたいと思っております。

○生島専門委員 すばらしい取組だと思って、面白いと思うんですけども、単純に加点でやってもやらなくてもいいということであると、要求水準のところの書きぶりで分かりづらくないかなと思ったんですけども、要求水準の内側に入っているのでしょうか。

○森田企画官 そうですね。実は我々としては、何らかこういったデジタル空間での活用みたいなものはやってもらいたいなと思っております、目指すところは最新のVRとかメタバースというところなんですけれども、最低限何かそれに資するようなことは御提案いただけないかなという気持ちで書かせていただいております。

これ書かせていただいた理由といたしましては、先ほどの拘禁刑の創設とも関係するところなんですけれども、受刑者の改善更生ということを考えたときに、外のいろいろなリソースを活用するということが非常に重要になってくる場所なんです、一方で刑の執行の場でもございますので、塀の中で閉ざされた空間になってしまって、なかなか自由勝手に外に出られない。

こういった矛盾を解決するための手段として、デジタル空間の活用というものができないかなと思っております、デジタル空間って広くいますと、例えばインターネットをつないで外とつながるというのも、今よくやっていますけれども、そういったものもできるかと思えますし、より一歩進んでメタバースとかVRを使って、よりデジタル空間の中でもリアルに外の世界と接する、外で実施できる訓練と同等以上のものができる、そういったものが実現できればと思っております。

ですので、要求水準で書いてあるのは、基本的にそういったデジタル空間です。塀の中でありながら社会とつながらなければいけないという課題を解決するための、インターネット等も含めたデジタル空間というのを基礎にしながら、我々として加点として期待しているのは、VRとかメタバースといった最新のDXを活用していただけたらということを考えております。

○生島専門委員 すごく最新の取組ですばらしいなと思っていて、個人的にはぜひ進めていただけたらと思っているんですけど、単純に加点というところと要求水準というところで分かりにくくならないといいなと思っただけで、アイデアとしてはすばらしいので、ぜ

ひお進めになっていただけたらと思っております。よろしく申し上げます。

○森田企画官 ありがとうございます。

○中川主査 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何か確認すべきことがあればお願いいたします。

○事務局 事務局でございます。議論ありがとうございました。

実施要項（案）の修正に関する御意見等につきましては、辻委員から御意見がございました、業務分担表を参照することなどを要求水準のどこかに注記するなどという点だと思っております。その点については法務省と調整させていただこうと思っております。

事務局からは以上です。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、本日の審議を踏まえ、法務省におきまして引き続き御検討いただき、事務局を通して各委員が確認した後に手続を進めるようにお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

○森田企画官 どうもありがとうございました。

○中川主査 では、続きまして、「刑事施設の運營業務（喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター）」について、引き続き、法務省矯正局成人矯正課、森田企画官から御報告をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○森田企画官 ありがとうございます。

それでは、続きまして、刑事施設の運營業務（喜連川社会復帰促進センター及び播磨社会復帰促進センター）の実施要項の変更と契約変更につきまして御説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。資料につきましては資料3になります。

刑事施設の運營業務（喜連川社会復帰センター及び播磨社会復帰促進センター）民間競争入札実施要項の変更及び契約変更についてということでございます。

まず、事業の概要を御覧いただければと思っております。本事業につきましては、栃木県さくら市にございます喜連川社会復帰促進センターと、兵庫県加古川市にございます播磨社会復帰促進センターにおけます施設維持管理業務、被収容者の給食や衣類の提供といった収容関連サービス業務、職業訓練業務、教育業務、医療業務及び分類業務を一つの入札単位として入札を実施しております。

事業期間は、令和4年、本年度の4月1日から令和12年3月31日までの8年間ということでございます。

2番目の実施要項等の変更の必要性を御覧いただければと思います。今回、実施要項等の変更をする必要性が生じた内容ということでございます。実は先ほど御紹介しました兵庫県加古川市に播磨社会復帰促進センターという施設がございますが、ここに隣接する場所に加古川学園と播磨学園という少年院がございます。これは組織が2つありますけれども、同じ敷地内に2つの施設がございまして、加古川学園というのが本院、播磨学園というのが分院という形になっております。

こういった各少年院でございますけれども、令和4年4月1日から少年法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、新たなプログラムの導入などの対応を行っているところでございます。特に加古川学園につきましては、知的能力等の制約がある少年などを対象とする支援教育課程Ⅲというものを実施しております。これは社会一般でもそのようなかもしれませんが、その課程の対象者が増加傾向にございまして、新たなプログラムの実施体制の構築と相まって職員負担が増えている状況でございます。

こういった中、当然少年を収容していますので、3食食事を提供することになるところ、実は少年院では、現在こういった調理の業務を国の職員であります法務教官が実施しているんですけども、そういった法務教官にも、さっき申し上げましたような教育プログラム等を実施するための矯正教育に専念させるために、近隣に所在しています播磨社会復帰促進センターの厨房で両少年院の在院者の食事の提供が行えるように、民間委託の範囲を変えたいと考えております。

3番目の主な変更点を御覧いただければと思います。主な変更点につきましては、播磨社会復帰促進センターにおけます給食業務につきまして、播磨社会復帰促進センターに収容されている者だけではなく、加古川学園と播磨学園に収容されている少年院在院者の食事の提供を含めるという点でございます。

官民競争入札等監理委員会で御了承いただいた後、本年度中に契約変更を締結いたしまして、来年度、令和5年4月1日から変更後の内容で業務を開始したいと考えております。

資料の3ページを御覧いただければと思います。民間競争入札実施要項の変更点について、現行と改正後というふうに新旧対照表という形でお示したものでございます。給食業務につきまして、播磨社会復帰促進センターでは加古川学園と播磨学園の在院者の食事の提供を行うということを追加しております。

なお、現行欄の上から4行目が(2)になっておりますけれども、(1)の誤りでございます。申し訳ございません。



次に、資料の4ページを御覧いただければと思います。給食業務につきまして、播磨社会復帰促進センターでは、先ほど申し上げましたように両少年院の在院者の食事の提供を行うことに変更することに伴いまして、要求水準を変更しております。具体的には、加古川学園と播磨学園の在院者に給与する食事の献立作成についても行うということを追記しております。

なお、こちらも現行欄の上から5行目が(2)になっておりますけれども、(1)の誤りでございます。

資料の5ページを御覧いただければと思います。矯正施設では食事を出す際に職員による確認を行っております、これを検食というふうに呼んでおります。加古川学園と播磨学園の検食分として、2人分を提供することなどを追記しております。

続きまして、資料の6ページを御覧いただければと思います。加古川学園と播磨学園の在院者に対して、毎日3食の食事を提供する旨を記載しております。

次に、資料7ページを御覧いただきたいと思います。電気関係の点検など、厨房での調理が行われなくなった場合には、非常食を給与するということがありますけれども、その際には加古川学園と播磨学園への食事の提供は不要であるということを追記しております。

今申し上げましたように播磨社会復帰促進センターに近接している少年院の給食について、センターの厨房のほうで集中してやるセントラルキッチン方式で新たに実施をしたいと考えておるところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○中川主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御報告をいただきました内容について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いします。辻委員、お願いいたします。

○辻副主査 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。

念のためお伺いいたします。資料3の2ページ目でございます。上から2行目、変更後を拝見すると、播磨センターの今回の契約の変更によって、播磨センターを今受託なさっている方の負担がどの程度増えるのかについてちょっと関心を持ちました。念のためなんですけれども、加古川学園の在院者というのは今、大体何人ぐらいなのでしょう。

○森田企画官 約100名でございます。

○辻副主査 定員はどのくらいでしょうか。

○森田企画官 加古川学園の定員は180名でございます。

○辻副主査 なるほど。分かりました。播磨センターは在院者といいますか、定員は何人ぐらいなのでしょう。

○森田企画官 播磨センターの定員は1,000名でございます。

○辻副主査 かなり大きいんですね。

○森田企画官 はい。

○辻副主査 播磨センターとすれば従前の施設をそのまま使うとかで、特段大きな負担の増はないという理解でよろしいのでしょうか。

○森田企画官 播磨センターにつきましては、厨房設備につきましては加古川学園と播磨学園を併せた分の食事を提供するには十分の厨房機能は持っております。これは今の事業者からも確認が取れております。あと、実際、調理に当たりますのが、こちらの場合は受刑者が刑務作業として実施することになりまして、実際この人数は若干増えるかもしれませんが、指導に当たる民間事業者の方々の人員を増加する必要があるとか、負担が増えるということはないと考えております。

○辻副主査 よく分かりました。ありがとうございました。

○中川主査 川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。1点確認なんですけれども、これは献立の作成も含まれているかと思うのですが、基本的に同じような献立の量が増えるということではなくて、施設の中の方に応じてそれぞれ2つの施設は違う献立で、業務量としてはかなり増えるといったようなイメージなのでしょうか。

○森田企画官 ありがとうございます。今考えておりますのは、基本的に献立は一緒のものを考えております。あと、量については、それぞれの食料給与規程というものを我々の内規で定めておまして、それぞれ成人の受刑者と少年院の在院者はカロリーとかの違いがありますので、その差は設ける必要はございますけれども、食事の献立、メニューにつきましては播磨センターと少年院は同じものを提供するという前提で、事業契約の変更をしたいと思っております。

○川澤専門委員 なるほど。分かりました。

それとあと、施設は地図を見ますと1分ぐらいしか離れていない、かなり隣接したところにあると思うんですが、セントラルキッチンで調理をした後に運ぶ作業としては、それは民間事業者も実施するのでしょうか。

○森田企画官 業務の範囲外としております。業務としては、本当に調理のみということ

になります。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 ほかによろしいでしょうか。

それでは、意見交換はこれまでとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○森田企画官 どうもありがとうございました。

(法務省退室)

○中川主査 続きまして、国民年金保険料収納業務について、事務局から御報告をお願いしたいと思います。なお、御説明は10分程度でお願いいたします。

○事務局 日本年金機構の国民年金保険料収納事業に係る調達手続きの不落に関する報告及び今後の対応方針について、資料4をもとに事務局より御説明いたします。

まずは1. 概要を御覧ください。国民年金保険料収納事業については、昨年4月の監理委員会において実施要項(案)が議了されたところです。その後、日本年金機構が令和5年5月の次期契約開始に当たって、11月25日及び29日に全国を16地区に分けた契約の開札をそれぞれ実施したところ、1つの地区に不落が発生しました。

続いて、3. これまでの経過及び入札結果を御覧ください。不落が発生したのは南関東②地区、こちらは東京都及び山梨県を対象区域としますが、現況事業者2社と新規事業者1社の3社より入札があったものの、いずれも予定価格を超過し、直ちに再度の入札を行ったものの、予定価格を超過したこと从不落となりました。

不落が発生したことを受けての機構の対応は、次ページ、4. 今後の対応方針を御覧ください。不落となった南関東②地区については再度入札手続を進めることとしますが、それまでの間、未納者に対する納付督促等が行われない場合、収納対策に影響を及ぼすため、現行の受託事業者との契約延長をすることとし、現行事業者と協議を行った結果、了解を得ることができましたので、現在、契約締結に向け準備を進めているとのことです。

なお、不落となった南関東②地区については、実施期間を令和5年11月から令和8年4月までの2年6か月とした、再度の入札手続を進める予定としております。

以上、報告となります。

○中川主査 ありがとうございました。

それでは、ただいま御報告いただきました内容について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。川澤委員、お願いいたします。

○川澤専門委員 御説明ありがとうございました。予定価格超過ということですが、これは比較的僅かな金額というか、それともかなり大幅な超過で、仕様書の見直しも見越しておかなければいけないようなものなのか、その辺りは把握されていらっしゃるのでしょうか。

○事務局 恐らく原因等のことをおっしゃられているのかなと思っておりまして、再入札に係るRFIを実施する予定としているため、概算見積書を聴取するとともに、今後、当該事業の地域特性等についての意見を聴取し、制度設計に生かしていきます、と機構より回答をいただいております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○中川主査 実際の超過額、超過してしまった金額というのは分かりますか。

○事務局 事務局として把握しておりません。申し訳ございません。

○中川主査 分かりました。

ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、意見交換はこれまでとさせていただきます。

— 了 —